

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ク	名称	曾爾高原特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	508 ha
指定期間	令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	曾爾村内の主要地方道名張曾爾線と奈良県と三重県との境界の交点を起点とし、同所から同境界を北東進し、阿柳山(六七四メートル)に至り、同所から南東進し、南進し、小太郎岩及び笠松山(四八四メートル)を経て、中村山(六四三メートル)に至り、同所から東進し、奈良県と三重県との境界の倶留尊山(一〇三七・三メートル)に至り、同所から同境界を南進し、曾爾村、御杖村及び三重県との境界に至り、同所から曾爾村と御杖村との境界を南西進し、村道新亀山線との交点に至り、同所から同村道を北西進し、村道古光山線との交点に至り、同所から村道古光山線を北西進し、村道代行亀山線との交点に至り、同所から村道代行亀山線を西進し、村道亀山線との交点に至り、同所から村道亀山線を北進し、主要地方道名張曾爾線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し、起点に至る一円の区域				

参考図面

